

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人 村山市社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人村山市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

少子高齢化の進展や人口減少、人々の意識の移り変わりに伴い、地域社会の在り方が変化しています。

このような中「誰もが住み続けたいあたたかいまち」を目指して、令和6年度からスタートした「第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会支会、民生委員・児童委員、各福祉団体などと連携して地域福祉推進に努めてまいります。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活が営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指していきます。

介護保険事業、障がい福祉サービス事業については、健全な財政運営をめざすとともに、村山市介護予防・日常生活支援総合事業に積極的に取り組んでまいります。

【重点事業】

1. みんなで支えあう地域福祉活動の推進
2. 誰もが必要な時に必要なサービスを受けられる体制の整備
3. 誰でもどんなことでも相談できる拠点づくり
4. 住民の生活と人権を守る活動の展開
5. 地域福祉活動基盤強化の推進

【具体的な取り組み】

1. みんなで支えあう地域福祉活動の推進

◇住民同士が支え合う、ふれあいのまちづくりを進める小地域福祉活動の展開

地域福祉の方向性を示す第5次地域福祉活動計画に基づき、地域に根差し、福祉課題に即した効果的な活動の展開を、多職種連携のもと地域住民と共ににより進めます。

- (1) いきいきネットワーク推進事業
- (2) ふれあい・いきいきサロン事業
- (3) 地域の新たな支えあい事業
- (4) 介護予防体操普及事業
- (5) 救急安心カードの普及事業

◇まちを住みやすくするボランティア活動の支援

ボランティアの研修会を開催し、地域住民がボランティア活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、ボランティアを受けたい方とつなぐシステムづくりを進めます。また、ボランティア団体及び個人・市民団体等の情報交換・交流による活動の支援を図ります。

- (1) 福祉教育推進事業
- (2) 各種ボランティア研修会の開催
- (3) 在宅福祉ボランティアの推進（買い物支援・ふれあい訪問・声の宅配等）
- (4) 災害ボランティアセンターの設置運営

2. 誰もが必要な時に必要なサービスを受けられる体制の整備

◇高齢社会の介護を支える基盤の整備

介護保険事業を推進するとともに、介護が必要な状態となることを予防するための介護予防サービスを実施し、在宅での高齢者の生活を支えます。

- (1) 介護保険事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業）
- (2) 村山市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防訪問介護事業）

◇地域包括支援センターの運営

高齢者の総合的な生活支援の窓口を開設し、介護予防の拠点として高齢者本人や、家族からの相談に対応し、必要な支援が継続的に提供されるように調整します。

- (1) 保健・福祉・医療・介護などの総合的な相談窓口の開設
- (2) 介護予防ケアプランの作成
- (3) 高齢者の権利擁護及び虐待の防止・早期発見の体制づくり
- (4) 関係機関と連携し、地域における包括的なサポート体制の整備

◇在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供するために、北村山第一医療介護連携センターを設置し、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をさらに推進していきます。

◇認知症施策の推進

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の相談支援や、住民に認知症を理解していただく活動等を行ないます。また、認知症初期集中支援チームを設置し、早期に適切な医療・介護等が受けられる初期対応体制の充実を図ります。

◇生活支援サービスの体制整備

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート業務を実施することにより、地域における一的な生活支援等のサービス提供体制の整備を推進していきます。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置と協議体での検討
- (2) 外出支援サービス
- (3) 買い物支援サービス（かーう一号）
- (4) 除雪サービス（雪どけ隊）

◇児童、障がい児・者への援助事業の展開

子どもが心豊かに育つ地域社会づくりを進めるとともに、在宅障がい者の生活支援のため、総合福祉支援センターにおいて障がい福祉サービス事業を実施します。

- (1) 多機能型事業所（就労継続支援B型、生活介護事業、就労移行支援事業）
- (2) 就労定着支援事業
- (3) 児童発達支援事業
- (4) 放課後等デイサービス事業
- (5) 相談支援事業
 - (特定相談支援・障がい児相談支援・基幹相談支援センター)
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 障がい児・者団体の支援協力

3. 誰でもどんなことでも相談できる拠点づくり

◇心配ごと相談機能の充実

社会福祉協議会が持っている相談機能を生かし、住民の抱える様々な悩みや心配ごと相談に応じるとともに、各種相談窓口と連携を図りながら相談者とともに解決の糸口を探る援助を進めます。

- (1) 他の機関やサービスとの連携による心配ごと相談機能の充実
- (2) 弁護士による無料法律相談の実施
- (3) 村山市各種相談窓口担当者会議の開催

◇身近な相談機関としての広報活動

地域での身近な相談機関として住民に周知を図るため広報活動を推進し、事業や相談窓口のPRに努めます。

- (1) ホームページによる情報の発信
- (2) 福祉むらやまなどによるPR活動

4. 住民の生活と人権を守る活動の展開

◇福祉サービス利用の手続きや低所得世帯の生活を守る支援体制の確立

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な方が、福祉サービスを利用する際の援助や、日常生活に必要な金銭の管理の支援を行うとともに、より質の高い福祉サービスの提供を目指して、運営の適正化に努めます。また、低所得世帯等の自立更生のための経済的支援を行い、生活意欲の助長や社会参加の促進を図ります。さらに、生活困窮者が生活保護に陥る前のセーフティーネットとして、「生活困窮者自立支援事業」を受託し、関係機関と連携しながら事業を推進していきます。

- (1) 福祉サービス利用援助事業
- (2) 成年後見センター設置運営・法人後見事業
- (3) 福祉資金・生活福祉資金の貸付事業
- (4) 生活困窮者自立支援事業
- (5) 企業との共働による低所得世帯を対象とした家屋補修事業
- (6) 歳末たすけあい運動義援金配分事業
- (7) フードバンクの運営
- (8) 生活困窮者等バックアップ事業
- (9) 生活福祉資金貸付フォローアップ支援事業

5. 地域福祉活動基盤強化の推進

◇社会福祉協議会の基盤強化と福祉団体への支援

地域福祉を進める上で中核的な役割を果たす社会福祉協議会の発展強化を図るために、経営改善計画による組織基盤整備を行います。また、老人クラブ活動の主体となる人材の確保が課題とされ、老人クラブ活動を支援します。必要により各事業推進委員会を組織し、既存事業の見直しや新規事業の企画を検討するとともに、福祉関係団体等が実施する事業への助成を行い、活力ある活動展開を支援します。

- (1) 経営改善のための積極的な取り組み
- (2) 社会福祉協議会各支会・まちづくり協議会・町内会・民生委員等との連携
- (3) 善意銀行事業
- (4) 各事業推進委員会の設置検討